

令和4年度第2回上越休日・夜間診療所運営委員会会議次第

日時：令和5年2月15日（水）午後7時～

場所：WEB会議（上越市役所 第二庁舎 301会議室）

1 開 会

2 挨拶

3 報告事項

- 令和4年度の診療状況等について【資料1、2】（公開）

4 協議事項

- 令和5年度事業概要について【資料3】（非公開）

5 その他（非公開）

- 新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症へ移行した後の診療体制について【参考資料1、2】

6 閉 会

○上越休日・夜間診療所運営委員会規則

昭和57年3月27日

規則第7号

改正 昭和58年9月30日規則第35号

昭和63年3月31日規則第10号

平成7年3月31日規則第12号

平成10年3月31日規則第16号

平成11年6月29日規則第31号

平成14年3月29日規則第15号

平成18年3月31日規則第14号

平成19年3月30日規則第53号

平成21年3月27日規則第13号

令和2年3月31日規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、上越休日・夜間診療所条例（昭和57年上越市条例第11号）第7条の規定に基づき、上越休日・夜間診療所運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 上越医師会の代表者
- (2) 公的医療機関等の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 公募に応じた市民
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、地域医療推進室において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年規則第35号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則（昭和63年規則第10号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成7年規則第12号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第16号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第31号）

この規則は、平成11年7月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第15号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第14号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第53号）

この規則は、平成19年5月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年規則第28号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

上越休日・夜間診療所 月別患者数・インフルエンザ患者数

(単位:人)

年度 (西暦)	H29 (2017)		H30 (2018)		R1 (2019)		R2 (2020)		R3 (2021)		R4 (2022)	
	患者 総数	インフル 患者	患者 総数	インフル 患者	患者 総数	インフル 患者	患者 総数	インフル 患者	患者 総数	インフル 患者	患者 総数	インフル 患者
4月	992	257	753	69	944	40	180	0	207	0	156	0
5月	1,097	110	929	23	1,365	22	342	0	394	0	295	0
6月	434	4	531	0	532	2	196	0	223	0	190	0
7月	773	1	681	0	625	0	325	0	477	0	324	0
8月	706	0	645	0	723	0	384	0	341	0	225	0
9月	539	0	644	1	619	5	309	0	258	0	189	0
10月	535	1	427	1	630	70	225	0	191	0	201	0
11月	495	22	479	6	666	38	259	0	232	0	222	0
12月	1,457	448	1,183	303	1,506	618	222	0	304	0	242	0
1月	2,016	889	2,272	1,192	1,884	737	190	0	252	0	296	3
1月末計	9,044	1,732	8,544	1,595	9,494	1,532	2,632	0	2,879	0	2,340	3
2月	1,229	486	1,212	573	709	98	149	0	115	0		
3月	839	265	719	113	329	6	170	0	118	0		
合計	11,112	2,483	10,475	2,281	10,532	1,636	2,951	0	3,112	0	2,340	3

年末年始期間中の上越休日・夜間診療所受診者数

(単位：人)

H29	区分	12月30日(土)	12月31日(日)	1月1日(月)	1月2日(火)	1月3日(水)	計
	内科診療体制	昼2診、夜2診	昼2診、夜2診	昼2診、夜2診	昼2診、夜2診	昼2診、夜2診	
	内科	129	174	142	151	157	753
	小児科	90	102	73	75	49	389
	外科	10	17	13	20	10	70
	合計	229	293	228	246	216	1,212
H30	区分	12月30日(土)	12月31日(日)	1月1日(月)	1月2日(火)	1月3日(水)	計
	内科診療体制	昼2診、夜2診	昼2診、夜2診	昼2診、夜2診	昼2診、夜2診	昼2診、夜2診	
	内科	94	102	119	114	117	546
	小児科	75	79	52	55	40	301
	外科	11	18	10	18	8	65
	合計	180	199	181	187	165	912
R1	区分	12月30日(日)	12月31日(月)	1月1日(火)	1月2日(水)	1月3日(木)	計
	内科診療体制	平日夜1診	昼2診、夜1診	昼2診、夜1診	昼2診、夜1診	昼2診、夜1診	
	内科	44	147	138	183	163	675
	小児科	27	89	50	69	46	281
	外科		16	11	18	26	71
	合計	71	252	199	270	235	1,027
R2	区分	12月30日(水)	12月31日(木)	1月1日(金)	1月2日(土)	1月3日(日)	計
	内科診療体制	昼1診、夜1診	昼2診、夜1診	昼2診、夜1診	昼2診、夜1診	昼2診、夜1診	
	内科	11	10	21	18	5	65
	小児科	16	15	14	12	6	63
	外科		17	8	8	7	40
	合計	27	42	43	38	18	168
R3 ①	区分	12月30日(木)	12月31日(金)	1月1日(土)	1月2日(日)	1月3日(月)	計
	内科診療体制	昼1診、夜1診	昼2診、夜1診	昼2診、夜1診	昼2診、夜1診	昼2診、夜1診	
	内科	16	10	18	24	9	77
	小児科	30	16	12	19	8	85
	外科	7	14	8	17	12	58
	合計	53	40	38	60	29	220
R4 ②	区分	12月30日(金)	12月31日(土)	1月1日(日)	1月2日(月)	1月3日(火)	計
	内科診療体制	昼1診、夜1診	昼2診、夜1診	昼2診、夜1診	昼2診、夜1診	昼2診、夜1診	
	内科	26	36	25	21	20	128
	小児科	16	15	12	20	8	71
	外科	13	12	19	16	11	71
	合計	55	63	56	57	39	270
増減 ②-①	内科	10	26	7	▲ 3	11	51
	小児科	▲ 14	▲ 1	0	1	0	▲ 14
	外科	6	▲ 2	11	▲ 1	▲ 1	13
	合計	2	23	18	▲ 3	10	50